

# [ 商品概要説明書 ]

令和3年10月1日 現在

1. 商品名	一般住宅ローン(団信込)		
2. お申込み年齢	加入いただく団体信用生命保険の種類により、以下の通りとなります。 【一般団信】 申込時年齢が満20歳以上65歳未満で、最終返済時満75歳以下の方 【3大疾病団信】 申込時年齢が満20歳以上51歳未満で、最終返済時満75歳以下の方		
3. ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たす個人または個人事業主のお客様 ・当組合の組合員資格を有する方(新規加入も可) ・当組合が契約する生命保険会社の団体信用生命保険に加入が認められる方 ・勤続年数2年以上の方、または自営業者の場合は営業年数が3年以上の方。 ・安定した収入のある方。個人事業主の方は、税金等の滞納がないこと ・当組合の営業地域内に居住あるいは勤務されている方 ・日本国籍を有する方または、永住許可等を受けている外国人の方 ・反社会的勢力に該当しない方		
4. 資金使途	①住宅の新築・増改築資金、土地付住宅購入資金(新築・中古)、土地購入資金、既存住宅資金の借換資金 ※賃貸の目的にはご利用できません。 ②①に伴う下記費用 火災保険料、住宅融資保険料、仲介手数料、事務手数料、担保関連費用、契約関係印紙代、引越費用、修繕積立金、付帯工事費用、管理準備金、水道加入金		
5. お借入金額	・100万円以上5,000万円以下(1万円単位)		
6. お借入期間	1年以上35年以内(1ヵ月単位) ※固定金利特約型方式は2年以上35年以内。		
7. お借入金利	・固定金利特約型方式 ・お借入金利は、お申込時ではなく、実際にお借入頂く日の金利が適用されます。		
	固定金利特約型方式	・お選びいただいた固定金利適用期間中は固定金利となります。 ・固定金利特約期間:2年、5年のいずれかをお選びいただけます。 ・新規お借入時の金利は、毎月決定します。 ・固定金利適用期間中はご返済金額の見直しはありません。 ・固定金利適用期間終了時には再度2年または5年の固定金利特約型方式のいずれかをお選びいただけます。	
8. 金利方式の切替など	・固定金利特約の特約期間(2年・5年)の変更は、固定金利特約期間終了時に限ります。 【金利切替手数料】 固定金利適用期間終了時に固定金利特約型方式を再度選択 <span style="float: right;">11,000円</span>		
9. ご返済方法	・毎月元利均等返済、元金均等返済(お借入金額の50%までボーナス月増額返済もできます。)		
10. 保証人・保証料等	① 原則として1名必要です。(原則同一家族とします) ② 新規証書貸付事務取扱手数料として2,200円が必要となります。		
11. 担保	・ご融資対象となる土地および建物に、原則として第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。 【不動産担保設定手数料】・33,000円 ・担保設定に要する費用については、お客様にご負担いただきます。		
12. 団体信用生命保険	・当組合が契約する団体信用生命保険にご加入いただきます 【一般団信】 保険料は当組合が負担いたします。 【3大疾病団信】 任意で加入することができます。(金利に0.25%上乘せ)		
13. 債務返済支援保険	【8大疾病補償付債務返済支援保険】 任意で加入することができます。(金利に0.20%上乘せ)		
14. 火災保険	・建物に火災保険をつけていただき、当組合が保険金請求権に質権を設定させていただきます。		

15. 申込時必要書類	<p><b>用意いただく書類</b></p> <p>①本人確認書類(運転免許証・健康保険証の写し)※顔写真のないものについては複数の資料にて確認させていただきます。  ②所得証明(源泉徴収票)  ③建物の見積書等必要金額が分かるもの ④土地の評価が分かるもの(固定資産税評価証明など)  ⑤住民票抄本⑥公的所得証明⑦売買契約書(土地)⑧重要事項証明書(土地)⑨工事請負契約書(建物)  ⑩間取図⑪建築確認申請書(済書)⑫公図⑬地積測量図⑭配置図⑮登記簿謄本(土地・建物)  借換の場合:上記①～⑮のほか⑯返済表 ⑰返済口座の直近1年分の写し</p> <p><b>記入いただく書類</b></p> <p>①住宅ローン借入申込書②お客さまの個人情報の取扱いについて(当組合用)  ③団体信用生命保険者申込書兼告知書</p>														
16. 繰上返済など	<p>・繰上返済を行なう場合や返済条件を変更する場合、以下のとおりの手数料が必要となります。</p> <table border="1" data-bbox="583 727 1690 949"> <tr> <td rowspan="3">繰上返済手数料</td> <td>全額繰上償還</td> <td>500万円未満</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500万円以上1,000万円未満</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000万円以上</td> <td>44,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一部繰上償還</td> <td>都度</td> <td>全額繰上償還に同じ</td> </tr> </table> <p>【その他条件変更手数料】・11,000円</p>	繰上返済手数料	全額繰上償還	500万円未満	22,000円		500万円以上1,000万円未満	33,000円		1,000万円以上	44,000円		一部繰上償還	都度	全額繰上償還に同じ
繰上返済手数料	全額繰上償還		500万円未満	22,000円											
			500万円以上1,000万円未満	33,000円											
		1,000万円以上	44,000円												
	一部繰上償還	都度	全額繰上償還に同じ												

※ローン契約については所定の審査があり、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

※手数料にはいずれも消費税等が含まれます。

17. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>・<b>苦情処理措置</b></p> <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用下さい。</p> <p>【窓口:富山県信用組合 総務部】 受付日 月曜日～金曜日(土日・祝日および金融機関の休日を除く)  電話0763-33-3351 受付時間 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか当組合ホームページをご覧ください。  ホームページアドレス <a href="https://www.toyama-kenshin.co.jp">https://www.toyama-kenshin.co.jp</a></p> <p>・<b>紛争解決措置</b></p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)  第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)  第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)</p> <p>上記センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記富山県信用組合総務部または下記窓口までお申し出下さい。</p> <p>【窓口:(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日 月曜日～金曜日(土日・祝日および協会の休日を除く)  電話 03-3567-2456 受付時間 午前9時～午後5時  住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合金館内)</p>
----------------------	---